

文化審議会文化政策部会 文化多様性に関する作業部会 報告

- 文化多様性に関する基本的な考え方について -

平成16年9月9日
文化審議会文化政策部会
文化多様性に関する作業部会

文化審議会文化政策部会 文化多様性に関する作業部会 報告
- 文化多様性に関する基本的な考え方について -

目 次

まえがき	1
第1 文化多様性について	3
1. 文化多様性とグローバリゼーション(地球規模化)	
(1) 文化多様性の意義	
(2) グローバリゼーションと文化多様性の関係	
2. 文化と経済との関係	
(1) 文化の持つ固有の価値	
(2) 自由貿易と文化多様性の関係	
第2 文化多様性を保護, 促進するための我が国の取組み	6
1. 今後の我が国の文化政策の基本的方向	
2. 分野別の我が国の取組み	
第3 文化多様性の保護, 促進のための国際的な体制の構築に向けて(提言) ...	10
1. 文化多様性条約の我が国の基本的な立場	
2. 文化多様性条約の対象範囲, 他の条約との関係	
3. 各国の権利義務	
4. 文化多様性条約策定に対応する具体的な措置	
用語集	12
「文化多様性に関する基本的な考え方について(報告)」について	14
文化多様性に関する基本的な考え方について 概要	17
付属資料	
文化審議会文化政策部会文化多様性に関する作業部会の設置について	18
文化的多様性に関する世界宣言(仮訳)	21

「文化多様性に関する基本的な考え方について」

まえがき

ユネスコにおける検討の経緯

情報や経済のグローバル化（地球規模化）に伴い、民族や、宗教を異にする人々同士の接点が増え、それが、対立や緊張を惹起することとなる事例が顕著になっている。一方、欧州連合の拡大、アジア地域等で顕著なEPA（経済連携協定）の進展、世界各地でのNGO（非政府組織）の国際的な連携等、従来の国民国家の枠組みにとらわれない、地域的、文化的な運動が世界各地で広がっており、国境を越えて人々の相互依存が深まっている。

ユネスコでは、異なる文化間の相互理解を深め、寛容、対話、協力を重んじる異文化間交流を発展させ、世界の平和と安全に結びつけるため、平成13年に「文化多様性に関する世界宣言」が採択された。さらに、平成15年10月の第32回ユネスコ総会では、平成17年秋の次回ユネスコ総会に向けて、文化多様性に関する国際規範の策定作業を開始することが決議され、具体的な検討作業が開始されている。

我が国のユネスコへの貢献

我が国は、古来、外来の文化を受容しつつ、これを消化、吸収し、独自の文化を形成してきた。文化の多様性は、生物種の多様性が自然にとって不可欠であるのと同様に、人類共通の遺産であり、それを守り、将来の世代に伝えていく必要がある。この意味で、文化多様性の保護は、文化国家日本の一つの指針とならなければならない。

我が国は、加盟国中最大の分担金支払国としてこれまで、ユネスコを通じ、文化多様性の保護に関連し積極的な貢献を行ってきた。世界遺産に関しては、我が国は、米国と並んで第1位の拠出国となっており、また、平成5年に無形文化遺産保護のための信託基金をユネスコに設置し、途上国の無形文化遺産の保護に継続的に協力してきた。さらに、昨年ユネスコ総会において、我が国は、無形文化遺産保護条約の採択に向けてリーダーシップを発揮し、大きな貢献を果たすことができた。

ユネスコにおいて検討される「文化多様性に関する条約」についても、我が国は、これまでの経験を活かして積極的な貢献を行うことが期待されている。

文化審議会文化政策部会では、このような状況に鑑み、我が国が文化多様性の保護、促進を図り、国際社会に積極的に貢献するため、本部会に「文化多様性に関する作業部会」を設置し、文化多様性に関する基本的な考え方について検討を行った。以下はこれまでの作業部会において議論を行ったまとめである。

第 1 : 文化多様性について

1 . 文化多様性とグローバリゼーション (地球規模化)

(1) 文化多様性の意義

文化多様性とは、各地域が、風土と歴史を背景とした様々な文化を有することによってもたらされるものである。なお、世界的な視野で文化多様性という言葉が使われる場合もあれば、国内での民族、地域、コミュニティについて文化多様性という言葉が使われることもある。

異なる文化同士の出会いは、創造性をかきたて、革新を刺激し、21世紀の人間生活を豊かにする可能性を有する社会的及び経済的な活力の源泉である。文化の多様性を保護、促進することは、心豊かな社会を形成し、経済の活性化を促し、ひいては世界の平和に寄与することにつながると考える。

(2) グローバリゼーションと文化多様性の関係

経済相互依存関係の深まりや国際的な交通・通信手段の飛躍的な発達により、国境を越える人、物、金、情報の移動が一層激しくなり、各国の人々が異なる文化に接する機会も著しく増加している。異なる文化間の接点の増加は、文化間の創造的な相互関係を促進する。

例えば、文化財に関しては、世界遺産条約によって世界的な枠組みが作られたことが、文化によって価値観が異なることを人々が認識するよい契機となった。すなわち、石の文化の伝統を持つヨーロッパの文化財のみならず、京都、奈良の建造物群に代表される木造建造物も世界遺産に認定されるようになり、材料や保存技術の差異にかかわらず人類共通の価値があることを、広く世界が認知するようになった。このように、多元的な価値観を認める文化多様性の意識が国際社会で生まれている。

我が国は、大陸文化、海洋文化等海外の様々な文化を受容しつつ、これを消化、吸収し、独自の日本文化を生み出してきた。また、世界中からの移民がそれぞれの文化を持ち込む米国では、刺激に富んだ新たな文化がつくられ、欧州でも、例えば、戦間期、ロシア革命を逃れた芸術家たちが集まったパリ等で文化が花開いたことはよく知られている。このように、異なる文化が交流するところでは、創造的な文化が生まれる。ブロードバンド時代が到来し、国境を越えて文化的コンテンツが流通する中で、情報の共有化が進むことになり、過去のどの時代よりも一層、多様な文化の共存や新たな文化の創造の環境が作られることが期待される。

このようにグローバリゼーションの進展により、文化多様性の認識が広がる

一方で、言語の急速な消滅、及び製品、法規範、社会構造やライフスタイルの画一化により、文化的アイデンティティの危機を巡る緊張が高まり、文化多様性が脅かされているといった指摘もある。

また、国民経済が世界市場の中に飲み込まれていく状況の中で、先進国の文化産業が途上国の市場に浸透し、それぞれの地域の歴史や文化の基盤の上に発展してきた固有の文化が損なわれ、地域文化の創造性やアイデンティティが失われてしまうといった声もある。

グローバル化と文化多様性の関係を考えるに当たっては、このようなグローバル化の利点と問題点の双方を考慮しつつ、よく把握し、すべての人々が、他の人々の文化と価値観を自らの文化と価値観と同等に尊重しつつ、共存できるような魅力ある社会を構築することが重要である。

また、文化の交流を通じて各国、各民族が互いの文化を理解し、尊重し、多様な文化を認め合うことにより、異文化間、異文明間の新たな対話のための条件が整い、それによって、国境や言語、民族を越えて人々の心が結ばれ、世界平和の礎が築かれることが期待される。

2. 文化と経済との関係

(1) 文化の持つ固有の価値

文化と経済の関係は、近年益々密接になっており、経済力と文化力は、車の両輪として社会を発展させる原動力として考えられている。しかし、文化の中には、一見すると経済の発展とは関係のないと思われる基礎的な学問研究や、当面は少数者にしか支えられないであろう先駆的な文化活動や文化遺産の保護などの重要な部分がある。これらの効率性や合理性だけでは測ることのできない文化の厚みが、長期的にみて、一国の存在意義を高め、世界の発展に貢献するものであることに留意するべきである。

(2) 自由貿易と文化多様性の関係

WTO(世界貿易機関)協定の下では、自由無差別な貿易原則の例外として、GATT(関税及び貿易に関する一般協定)において露出済み映像フィルムに関する特別規定がおかれているほか、美術的、歴史的又は考古学的に貴重な価値のある文化遺産の保護のために執られる措置が認められている。また、WTOのサービス貿易交渉では、ECやカナダが音響・映像サービスは固有の言語、民族の歴史又は文化的遺産の維持に重要な役割を果たすものであり、文化的価値の保護のための措置は一般的例外とすべきことを主張したが、米国等の反対により認められなかった。結局、EC諸国はWTOのサービス貿易交渉におい

て音響・映像サービスの貿易自由化を約束しないことでいったん妥結した。

文化的財，サービスの流通が進展することは，人々が，他文化に接する機会をより増やすという意味において，文化多様性を促進させる意義を有するが，逆に，文化的財，サービスをすべて自由無差別の原則に委ねた場合，競争原理の働きによって，多くの文化的財，サービスの市場からの退去を促し，結果的に人々が享受することができる他文化の範囲を狭め，文化多様性を損なう可能性がある。したがって，文化的財，サービスの流通の進展が，異なる文化的表現の共存を保障し，文化多様性との相互補完的な関係を構築できるように，経済，貿易の観点からのみでなく，文化そのものの観点から検討していくことが必要である。

第2：文化多様性を保護，促進するための我が国の取組み

1．今後の我が国の文化政策の基本的方向

日本文化の特質は，文化多様性の確保に向けた大きな可能性を秘めている。日本社会は，古来多種多様な外来文化を受容しつつ独自の文化様式を形成してきた。圧倒的な権威や排他的な価値が中心に存在しない，いわば「中空構造」ともいえる，人々の柔軟な意識構造に支えられた日本社会は，多様な文化をバランスよく包み込む，いわば文化の多様性空間として機能してきた。

また80年代以降には，地方の時代，文化の時代が叫ばれるようになり，文化に個性化の方向が強く求められるようになった。こうした動きの中で，文化において中央と地方とを優劣の尺度で評価することの弊害が認識されるようになり，国内における文化多様性の重要性への理解が深まりつつある。

こうした日本文化の特質や最近の状況を踏まえ，文化芸術の振興における国の役割については，多様な文化芸術の保護及び発展を図るとともに，すべての国民がその居住する地域にかかわらず，等しく，文化芸術を鑑賞し，これに参加し，又はこれを創造することができる環境の整備を図ることを基本とすべきである。また，今後世界が共存していくためには，文化交流を通じて各国の民族が互いの文化を尊重していくことが重要であり，国においても日本の様々な文化芸術を広く世界に発信し，文化芸術に係る国際的な交流の推進を図ることが必要である。

諸外国との文化交流を図りつつ形成されてきた我が国の文化について再確認することは，他の文化に対する寛容や尊重の気持ちを育むことになる。子どもたちが学校や地域で地域特有の文化からはじまって世界の他地域の様々な文化に及ぶ幅広い文化に触れ，文化芸術への関心を高めることが重要である。また，それは，我が国の文化が国際的に多様な刺激を受けて，新たな創造を加えつつ発展していく上で重要であるのみならず，国際社会における我が国の文化的地位を確かなものとし，世界の文化の発展に寄与するものである。

我が国には，伝統文化から現代文化まで幅広い分野で多様な文化があるが，こうした日本文化の魅力が対外的に十分浸透していないとの指摘がある。このため，関係省庁や地方公共団体等が連携協力して国際映画祭や国際芸術祭などの文化交流の機会を充実するとともに，地域文化を活かしたまちづくりや，美術館，博物館等の文化施設の整備等，日本における「文化の磁力」を高める必要がある。こうした取組みにより，世界中の人々が「文化を大切にする国」あるいは「楽しい文化を創造する国」としての日本の魅力を発見し，何度でも訪れてみたい国として憧れを抱くようになり，また，日本に住むすべての人々と

っても誇りを持って楽しく暮らすことができるような「住んでよし，訪れてよしの国づくり」を実現していくことを目指すべきである。

2．分野別の我が国の取組み

文化多様性を保護，促進する観点から，特定の領域だけでなく，文化的，社会的な実情も踏まえ，生活文化やアニメーション，ポップミュージックなど幅広い分野を支援していくことが重要である。こうした幅広い文化の分野に対して我が国がどのような支援を行うかについては，文化の分野を分類した上で，有限な人的資源，物的資源をどのように配分するのか，また国が支援するものと民間の自由な取組みに委ねるものを考慮しながら慎重に検討することが必要である。

国は，文化芸術振興基本法に規定する多様な文化芸術に対して効果的な支援を行っていく必要があり，以下 文化遺産， オペラ， オーケストラその他の舞台芸術等， メディア芸術 の分野ごとに検討する。

〔文化の分類ごとの国の支援の在り方〕

文化遺産

有形の文化遺産はもとより，伝統芸能や無形の民俗文化財などの無形の文化遺産については，国家的な財産として将来の世代にこれらを残していくように十分な保護及び継承のための措置を講じることが必要である。

我が国は，古くから，地域の風土と歴史性を重視する意識を持ち，大正8年から，風景に込められた文化的価値を保存するために，名勝等を保護する制度を設けていた。

我が国は，さらに，各国に先駆けて無形文化遺産をも対象とする文化財保護法を昭和25年に整備した。文化財保護法は，制定以後，時代の変化や社会の要請に応じて，歴史的集落・町並みの保護制度の追加など逐次改正を重ね，文化財保護対象の拡大や保護手法の改善を行い，文化的価値のある有形物にとどまらず，有形物の生成，存続を支える技術，風俗及び慣習にまで，保護対象を広げ，価値ある文化遺産の保護を図ってきている。また，本年5月には，文化財保護法を改正し，棚田や里山のような風土に関する保護制度について，従来の名勝等に加えて，地域の歴史や風土との関わりの中で育まれてきた景観（文化的景観）を文化財として位置付け，その保護制度を創設したところであり，文化財を単体として点的に捉えるだけでなく，その周辺環境を含めて面的に把握する施策を一層推進しているものとして高く評価できる。

また，国際的には平成4年に世界の文化遺産等の保護の分野における国際

協力に寄与する見地から世界遺産条約を締結し、世界遺産の保護に努めている。昨年10月のユネスコ総会では無形文化遺産の保護に関する我が国の経験を活かし、無形文化遺産の保護に関する条約の採択のために積極的な働きかけを行った。この条約の発効後、より具体的な無形文化遺産の保護の取組みについて議論されることとなるが、我が国としてもこれまでの我が国の知見を活かし、積極的に貢献していくべきである。

そのためにも、関係省庁が連携しながら日本国内での人材育成や文化遺産に関する情報発信などを充実することが必要である。

オペラ、オーケストラその他の舞台芸術等

オペラ、オーケストラその他の舞台芸術等については、我が国は、平成2年に芸術文化振興基金を設立するとともに、平成8年からは従来の助成措置を抜本的に拡充したアーツプランによる支援を行ってきたところである。このような、世界各国で共通の表現形式で発展してきている分野の舞台芸術等は、グローバル化の進展により、国際的な相互理解を一層深める役割を担えるものとしてその可能性が期待されるが、一方で、今後各国間での摩擦が多くなることも予想される。また、自由無差別の原則が導入されると、国際競争の激化等から国内における活動が衰退する恐れもある。

そのような事態を回避するためには、これら芸術性の高い文化活動については、国際的な評価を重視しながら、他方で人材育成や幅広い分野の文化活動を普及していく観点から多面的な評価がなされる環境の整備にこころがけることが重要である。

また、舞台芸術の分野では最近アジアへの関心が高まっているが、欧米にはないアジアの文化を日本が積極的に広く発信していくことが期待される。

メディア芸術

映画、音楽、アニメ、コミック、ゲームソフト等のメディア芸術については、国としても、海外映画祭への出品経費の支援、発表の機会の確保、創造活動の役立つ情報・素材の提供、税制面からの優遇措置等の各種支援を行っている。

これらのメディア芸術は、国外でも高い評価を受けているが、海外発信等の観点からは現状は必ずしも十分とは言えない。このため、本年5月に成立した「コンテンツの創造、保護、及び活用の促進に関する法律」や、政府が策定した「知的財産推進計画2004」を踏まえ、コンテンツの創造や、流通、普及を一層推進するため、国が適切な支援を行うことが必要である。

具体的には、日本の文化的、社会的実情に合った独自の評価軸を確立すると

ともに、メディア芸術の優れた創り手の創作企画に関する積極的な支援や、優れたアニメーションやデジタルアート等の新しいメディア芸術について顕彰を行って人材を育成することが重要である。また、これらのメディア芸術の創造に不可欠な研究開発や、失敗しても再起しやすい環境を整備して、若い才能を活かすシステムを構築することも大切である。

さらに、国際文化交流の推進の観点からは、アジア諸国における海賊版対策の強化、海外でのメディア芸術祭の開催や海外の映画祭等への参加支援、

中国や韓国をはじめとするアジア諸国とのメディア芸術の分野における人材育成の協力、共同制作の促進などを通じて、我が国のメディア芸術の海外発信を支援することが必要である。

第3：文化多様性の保護，促進のための国際的な体制の構築に向けて（提言）

1．文化多様性条約策定に向けての我が国の基本的な立場

豊かな文化多様性の保護、促進を保障することを任務としているユネスコは、世界遺産条約に始まって、平成13年に文化多様性に関する世界宣言を採択し、さらに、無形遺産保護条約を成立させるなど文化多様性の保護、促進に資する国際的な規範の策定や各国の取組みへの支援を行っている。このため、文化多様性の保護、促進のための今後の取組みをユネスコの枠組みで検討していくことについては、国際的な合意があると考えられる。

近年のグローバル化の進展により文化多様性の確保が一層重要となっていることに鑑み、ユネスコにおいて文化多様性の保護、促進のための国際的な枠組みが構築されることを支持すべきである。なお、検討に当たっては、他の国際約束と法的な抵触が無いようにすると同時に、文化的財、サービスの国際的な流通の促進を妨げることがないように配慮する必要がある。

我が国としては、我が国国民にとって望ましい日本文化の在り方及び人類全体にとって望ましい世界文化の在り方とは何かという観点から、政府間の条約策定手続に臨むべきである。

2．文化多様性条約の対象範囲，他の条約との関係

もともと文化多様性条約の必要性が考えられるようになったのは、GATTウルグアイラウンドのサービス貿易交渉の中で、音響・映像サービスの取扱いが議論されたことが一つの契機となっている。文化多様性に関する条約の審議においても、文化的財、サービス、とりわけ音響・映像サービスをどのように取り扱うかが焦点になると考える。しかし、文化多様性の保護・促進についての取組みは、必ずしも音響・映像サービスその他の文化的財、サービスに限定されるものではない。

その意味で、文化多様性に関する条約の目的は、今後の人類の文化のあるべき姿を理念的に示すことが必要である。一方、条約の対象範囲は、先行する世界遺産条約や無形文化遺産保護条約を勘案した上で、慎重に検討する必要がある。原則として、先行条約の規定が及ばない事項に限定されるべきである。

3．各国の権利義務

自国文化の認識は各国の存在（アイデンティティ）を確立する上で不可欠であり、各国は基本的に自国文化を保護するために一定の措置を講じる権利を有すると考える。

しかし、各国が、それぞれの判断で、文化的財、サービスの流通についての規制措置を講じることについては、それを認めると情報通信や言論（表現）の自由を侵しかねないとか、それぞれの国の国民が、国内で他国の文化的財、サービスを通じて他国の文化に接する機会が狭められる結果になるという指摘がある。

条約によって各国に与えられる権利や負うことになる義務は、これら2つの側面を考慮したものでなければならない。

4．文化多様性条約策定に対応する具体的な措置

国際的な措置

国際的な措置としては、ユネスコが、各国が行う文化政策についてデータベースを構築したり、各国の文化政策担当者が集まって議論する場を提供することにより、各国が情報を共有しながら、文化多様性を保護、促進し、創造的な文化活動を互いに促進するような取組みを行うことができるクリアリングハウス（情報交換の場）のような機能を担うことが必要である。

また、途上国が文化多様性を保護、促進するための措置を有効に講じることができるように、人材育成プログラムの開発などの能力構築を支援していくことも重要である。

我が国としては、望ましい国際協力のシステムの在り方を検討した上で、ユネスコ等における議論の場で積極的に提案していくとともに、こうしたシステムが構築された場合には、我が国の経験を踏まえ事業のフォローアップを支援していくことが望ましい。

国内的な措置

文化には、市場の失敗の問題や、文化それ自体の持つ外部性（市場で測定できない価値）の問題があり、文化的財、サービスをすべて市場経済に委ねた場合、少数者にしか支えられない文化等が駆逐される恐れがある。そのため、文化の保存及び振興に当たっては、補助金、税制控除等の公的施策が不可欠である。

国際的な保護、促進に関する施策として、国内の映画の上映のうち、外国映画の上映を一定の比率以内とするクォータ制の導入や外資の市場参入規制などを提案する国もある。しかし、このようなクォータ制や外資の市場参入規制のような極端な措置は文化多様性の障壁となる恐れが考えられるため、基本的には規制措置を安易に認めるのではなく、各国が人材育成、補助金、税制控除等を活用した環境整備を実施できるようにすることが望ましい。

文化多様性に関する基本的な考え方について 用語集

グローバル化，グローバリゼーション（地球規模化）

基本的には，個人や団体が地球規模で活動し，ひと，もの，カネ，情報の国際的な移動が激増して，世界中の経済が結びつき，人々の生活が似たものになっていく現象をさす。

E P A（経済連携協定）

投資，人の移動，知的財産権や競争政策でのルール作りや，様々な分野での協力なども取り込み，経済のより広い範囲を対象とした協定。現在日本は，シンガポールと協定を結んでいる。

中空構造

文化庁長官で臨床心理学者の河合隼雄氏は，日本の神話の構造は「中空構造」であり，これは日本社会の構造にもあてはまると説明している。「中空構造」とは，キリスト教神話のような唯一絶対の神を中心とする構造とは異なり，中心は空であり，その中空のまわりをさまざまな神々が互いに適切な関係を持ちつつ，均衡をとって巡回している構造とされる。この構造では，絶対的な価値判断による統合よりも，さまざまな権威や価値の均衡が重視されるのが特徴で，相対立するものや矛盾するものの共存が許容される。

コンテンツ

コンテンツの創造，保護及び活用の促進に関する法律（平成16年6月4日公布施行）では，映画，音楽，演劇，文芸，写真，漫画，アニメーション，コンピューターゲームその他の文字，図形，色彩，音声，動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって，人間の創造的活動により生み出されるもののうち，教養又は娯楽の範囲に属するものとされている。

W T O 協定

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：W T O 設立協定）」及びその付属書に含まれている協定の集合体。

1947年に締結され1948年に発効した、従来の「関税及び貿易に関する一般協定（通称：1947年のガット）」は、W T O 協定付属書1 A (A)「1994年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994年のガット）」の一部として新たに生まれ変わり、現在に至っている。

G A T T

関税と貿易に関する一般協定のこと。1948年に発足したガット体制はその後、貿易交渉を重ねることにより強化されていったが、国際貿易を巡る環境の変化に対応するため、ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、W T O という新たな国際機関を設立することになった。

「住んでよし、訪れてよし」の国づくり

観光立国懇談会（我が国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため、有識者により構成し、内閣総理大臣が開催した懇談会）の報告書（平成15年4月24日）の中で、使われている言葉で、土地の人が「住んでよし」としていているところは、同時によそ者にとっても「訪れてよし」のところであるとして、実現すべき観光立国の基本理念としている。

メディア芸術

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日公布施行）では、映画、マンガ、アニメーション及びコンピュータその他電子機器等を利用した芸術とされている。

文化審議会文化政策部会 文化多様性に関する作業部会
「文化多様性に関する基本的な考え方について（報告）」について

平成 16 年 9 月
文化庁長官官房国際課
国際文化交流室

1. 検討の背景

ユネスコは、平成 13 年に「文化多様性に関する世界宣言」を採択したが、法的拘束力がないため、平成 15 年 10 月に開催された第 32 回ユネスコ総会において、文化多様性に関する条約の策定手続きを開始することが決議された。

フランス等は、自国の映画産業等の保護等の観点から文化的財・サービスは、自由市場原理を重ねるべきでないとする一方、米国は、文化的財・サービスを含めたすべての財・サービスの自由無差別の原則を主張している。

我が国は、文化多様性の保護、促進を図り、国際社会に積極的に貢献するため、本年 6 月に文化審議会に作業部会を設置し、文化多様性に関する基本的な考え方について検討を行った。

2. 報告の要旨

第 1：文化多様性について

1. グローバリゼーションと文化多様性の関係

文化多様性を保護、促進することは、心豊かな社会を形成し、経済の活性化を促し、ひいては世界の平和に寄与することにつながる。

グローバリゼーションの進展により、多様な文化の共存や新たな文化の創造の環境が作られる反面、文化的アイデンティティの危機を巡る緊張の高まりや、地域文化の創造性やアイデンティティの喪失といった問題点がある。

上記の利点と問題点をよく把握し、すべての人々が他の人々の文化と価値観を自らの文化と価値観と同等に尊重しつつ、共存できるような魅力ある社会を構築することが重要。

また、文化の交流を通じて各国、各民族が互いの文化を理解、尊重することにより、異文化間、異文明間の新たな対話が生まれ、世界平和の礎が築かれることが期待される。

2. 文化と経済の関係

経済力と文化力は社会を発展させる原動力と考えられており、効率性や合理性だけでは測ることのできない文化についても、長期的には、一国の存在意義を高め、世界の発展に貢献するものであることに留意すべき。

文化的財、サービスの流通の進展は、文化多様性を促進する意義を有するが、すべてを経済、貿易の自由無差別の原則に委ねると多くの文化的財、サービスが市場から退去させられ、結果的に文化多様性を損なう可能性がある。

したがって、文化的財、サービスの流通については、経済、貿易の観点からのみでなく、文化そのものの観点から検討することが必要。

第2：文化多様性を保護、促進するための我が国の取組み

1. 今後の我が国の文化政策の基本的方針

国の役割は、多様な文化芸術の保護、発展を図るとともに、すべての国民が文化芸術に触れる機会を平等に提供できる環境の整備を基本とする。

子どもたちが学校や地域で幅広い文化に触れ、文化芸術への関心を高めることが重要。

日本文化の魅力の海外への浸透を図ることが課題であり、「日本の文化の磁力」を高め、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現すべき。

2. 分野別の我が国の取組み

文化多様性を保護、促進する観点から、生活文化やアニメーション、ポップミュージックなど幅広い分野を支援していくことが重要。

<文化遺産>

我が国は各国に先駆けて無形文化遺産をも対象とする文化財保護法を昭和25年に整備。本年5月には、文化財保護法を改正し、文化的景観を文化財として位置付けるなど、文化財を面的に把握する施策を一層推進。

今後、我が国の文化遺産保護の経験、知見を活かした貢献や、人材育成、情報発信等の充実が必要。

<オペラ、オーケストラその他の舞台芸術等>

グローバル化の進展の中で、各国間の摩擦が生じたり、国際競争の激化から国内の活動が衰退するなどの恐れがある。

今後、人材育成・多面的な評価を育てる環境を整備したり、アジアの文化を日本から積極的に発信することが重要。

<メディア芸術>

映画、アニメ、コミック等のメディア芸術は、国外でも高い評価を受けているが、海外発信は必ずしも十分ではない。

今後、メディア芸術分野の若い才能を活かすシステムの構築や、海賊版対策の強化、中国や韓国等のアジア諸国と人材育成の協力、共同制作の促進が必要。

第3：文化多様性を保護，促進するための国際的な体制の構築に向けて(提言)

1．我が国の基本的な立場

ユネスコにおいて文化多様性の保護，促進のための国際的な枠組みが構築されることを支持すべき。

他の国際約束と法的な抵触がないようにすると同時に，国際的な流通の促進を妨げることのないように配慮すべき。

2．条約の目的・範囲

条約の目的としては，人類の文化のあるべき姿を理念的に示すことが必要。

条約の範囲は，原則として，先行する世界遺産条約や無形文化遺産保護条約を勘案した上で，先行条約の規定が及ばない事項に限定されるべき。

3．各国の権利義務及び具体的な措置

各国は，自国文化を保護するため，一定の措置を講じる権利を有する。

< 国際的な措置 >

ユネスコがクリアリングハウス（情報交換の場）のような機能を担うことが必要。また，途上国に対し人材育成プログラム開発等の支援が重要。

我が国として，国際協力のシステムのあり方について検討し，ユネスコへ積極的に提案することを期待。

< 国内的な措置 >

文化の保存・振興にあたり，補助金，税制控除等の公的施策が不可欠。

基本的にクォータ制などの規制措置を安易に認めるのではなく，各国が人材育成，補助金，税制控除等を活用した環境整備を行うことが適当。

3．今後の予定

平成16年9月9日開催予定の，文化審議会文化政策部会で報告予定。

ユネスコでは，第1回政府間会合が平成16年9月20日～25日に開催される予定であり，来年秋の次回ユネスコ総会（第33回：平成17年開催）において，文化多様性の保護に関する条約の草案が提出される予定。

文部科学省では，本報告書も参考にしつつ，ユネスコにおける議論に積極的に貢献していく予定。

文化多様性に関する基本的な考え方について 概要

第1:文化多様性について

文化多様性の保護, 促進

心豊かな社会, 経済の活性化, 世界平和への寄与

(1)

グローバリゼーション
(通信・交通手段の発展)

- (+) 多様な文化の共存, 新たな文化の創造の環境整備
- (-) 文化の画一化, 地域文化の創造性・アイデンティティの喪失の懸念

自他の文化の尊重, 共存, 異文化間の対話・相互理解

(2)

経済と文化の関係の深まり

文化的財・サービスの流通

- (+) 文化多様性の促進 (他の文化と接する機会の増大)
- (-) 国際競争の激化の懸念

経済, 貿易の観点からのみでなく, 文化の観点から検討が必要

第2:文化多様性を保護・促進するための我が国の取組み

日本文化の特色...多様な海外の文化の受容 + 独自の文化の創造と発信

「楽しい文化を創造する日本の魅力」の発信

文化多様性の保護・促進 分野別に効果的な支援のあり方を検討

- | | |
|--------|------------------------|
| 文化遺産 | 文化遺産保護の経験 + 人材育成, 情報発信 |
| | オペラ・オーケストラその他の舞台芸術等 |
| メディア芸術 | 人材育成・多面的な評価を育てる環境の整備 |
| | アジアの文化を日本から積極的に発信 |
| | コンテンツの創造, 保護及び活用の推進 |
| | 国内...若い才能を活かすシステムの構築 |
| | アジア諸国との協力...人材育成・共同制作 |

第3:文化多様性の保護・促進のための国際的な体制の構築

1. 我が国の基本的な立場

ユネスコで条約が策定されることを支持、自由な流通にも配慮

2. 条約の目的・範囲

人類の文化のあるべき姿を理念的に提示
原則として先行条約の規定が及ばない事項に限定

3. 各国の権利義務, 具体的な措置

自国文化を保護するため, 各国は一定の措置を講じる権利を有する
保護主義に陥らないようにユネスコがクリアリングハウス (情報交換の場) の機能を担うことが必要
基本的にクォータ制等の規制措置を安易に認めるのではなく, 補助金等を活用した環境整備が適当

平成 16 年 6 月 8 日
文化審議会文化政策部会決定

文化審議会文化政策部会文化多様性に関する作業部会の 設置について

1 趣旨

情報や経済のグローバル化に伴い、民族的・宗教的な対立が激化する一方、従来の国民国家の枠組みにとらわれない、地域的・文化的な運動が世界各地で広がっている。

また、ユネスコでは、平成 13 年に「文化多様性に関する世界宣言」が採択され、さらに平成 15 年 10 月の第 32 回ユネスコ総会では、平成 17 年秋の次回ユネスコ総会に向けて、文化多様性に関する国際規範の策定手続きを開始することが決議され、具体的な検討が始まった。

文化審議会文化政策部会では、このような状況に鑑み、我が国が文化多様性の保護・促進を図り、国際社会に積極的に貢献するため、本部会に文化多様性に関する基本的な考え方について検討を行う、文化多様性に関する作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

2 調査審議事項

- (1) グローバリゼーションと文化多様性について
- (2) 文化多様性を保護・促進するための我が国の取組について
- (3) 文化多様性を確保するための国際的な体制の構築について
- (4) その他文化多様性に関する重要事項について

3 構成

文化審議会文化政策部会長の指名する委員及び臨時委員並びに文化多様性に関する作業部会に分属された専門委員により構成する。

4 その他

作業部会の議事の手続きその他作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会において定める。

文化審議会文化政策部会 文化多様性に関する作業部会 審 議 経 過

- 第1回 平成16年 6月 8日(火)
・文化多様性に関する作業部会の設置について
・文化多様性に関する作業部会における検討事項等について
- 第2回 平成16年 7月 7日(水)
・グローバル化と文化多様性について
・文化多様性を保護・促進するための我が国の取組みについて
- 第3回 平成16年 7月21日(水)
・関係省庁(外務省, 経済産業省)の文化多様性に関する取組み
についてのヒアリング
・芸術文化関係団体の文化多様性に関する取組みについての
ヒアリング
- 第4回 平成16年 8月 4日(水)
・文化多様性に関する作業部会 報告(案)の検討
- 第5回 平成16年 8月27日(金)
・文化多様性に関する作業部会 報告 とりまとめ

文化的多様性に関する世界宣言(仮訳)

ユネスコ総会は、

「世界人権宣言」及び 1966 年締結の 2 つの国際人権規約「市民的及び政治的権利に関する規約」・「経済的、社会的及び文化的権利に関する規約」を含むその他の国際規約の中でうたわれている人権と基本的自由を完全に実現することに専心し、

ユネスコ憲章前文に「文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、かつ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果たさなければならない神聖な義務である。」とうたわれていることを改めて想起し、

さらに、その他の目的とならんで、「言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために、必要な国際協定の締結を勧告すること」をユネスコに義務付けた国連憲章第 1 条をさらに想起し、

ユネスコが制定した国際協定の文化的多様性と文化的権利の行使に関する規定に言及し、

文化とは、特定の社会または社会集団に特有の、精神的、物質的、知的、感情的特徴をあわせたものであり、また、文化とは、芸術・文学だけではなく、生活様式、共生の方法、価値観、伝統及び信仰も含むものであることを再確認し、

文化は、アイデンティティー、社会的結束、知識に基づく経済の発展という問題に関する今日の議論において、核心となっていることに留意し、

国際平和と安全保障実現のための最善策は、相互信頼と理解に基づいた文化的多様性、寛容、対話、協力の尊重であることを確認し、

文化的多様性の理解、人類調和の意識及び異文化間交流の促進に立脚した、全世界のさらに強い結束を目指し、

新たな情報・通信技術の急速な発展によって促進されているグローバリゼーションのプロセスは、文化的多様性にとっての問題点も（同時に）提起しているが、異文化間・異文明間の新たな対話のための条件を整えるものであることを考慮し、

国連システムの中でユネスコに託された、豊かな文化的多様性の保存・振興を保障するという任務を認識し、

以下の原則を宣言し、本宣言を採択する。

アイデンティティー、多様性及び多元主義

第 1 条 - 文化的多様性：人類共通の遺産

時代、地域によって、文化のとり形態は様々である。人類全体の構成要素である様々な集団や社会個々のアイデンティティーは唯一無比のものであり、また多元主義的である。このことに、文化的多様性が示されている。生物的多様性が自然にとって必要であるのと同様に、文化的多様性は、交流、革新、創造の源として、人類に必要なものである。この意味において、文化的多様性は人類共通の遺産であり、現在及び将来の世代のためにその重要性が認識され、主張されるべきである。

第 2 条 - 文化的多様性から文化的多元主義へ

地球上の社会がますます多様性を増している今日、多元的であり多様で活力に満ちた文化的アイデンティティーを個々に持つ民族や集団同士が、互いに共生しようという意志を持つとともに、調和の取れた形で相互に影響を与え合う環境を確保することは、必要不可欠である。すべての市民が網羅され、すべての市民が参加できる政策は、社会的結束、市民社会の活力、そして平和を保障するものである。この定義のように、文化的多元主義を基礎とすることで、文化的多様性に現実的に対応する政策をとることが可能である。文化的多元主義は、民主主義の基礎と不可分のものであり、文化の交流と一般市民の生活維持に必要な創造的能力の開花に資するものである。

第 3 条 - 発展の 1 要素としての文化的多様性

文化的多様性は、すべての人に開かれている選択肢の幅を広げるものである。文化的多様性は、単に経済成長という観点からだけ理解すべきではなく、より充実した知的・感情的・道徳的・精神的生活を達成するための手段として理解すべき、発展のための基本要素の 1 つである。

文化的多様性と人権

第 4 条 - 文化的多様性の保障としての人権

文化的多様性の保護は、人間の尊厳への敬意と不可分の倫理的急務である。文化的多様性の保護とは、特に少数民族・先住民族の権利などの人権と、基本的自由を守る義務があることを意味している。何者も文化的多様性を口実として、国際法によって保障された人権を侵したり人権を制限したりすることがあってはならない。

第 5 条 - 文化的多様性を実現するための環境としての文化的権利

文化的権利は、人権に欠くことのできないものである。文化的権利は、全世界の人々に共有され、個々を分割してとらえることは不可能で、個々の文化的権利は相互に影響・作用しあうものである。創造性という面での多様性を開花させるためには、「世界人権宣言」第 27 条及び「経済的、社会的及び文化的権利に関する規約」第 13 条・第 15 条に定義された文化的権利の完全実施が必要である。従って、人権と基本的人権に基づいて、すべての人が各自で選択する言語、特に母国語によって自己を表現し、自己の作品を創造し・普及させることができ、すべての人がそれぞれの文化的アイデンティティーを十分に尊重した質の高い教育と訓練を受ける権利を持ち、すべての人が各自で選択する文化的生活に参加し、各自の文化的慣習に従って行動することができなくてはならない。

第 6 条 - すべての人が文化的多様性を享受するために

あらゆる思想の言語・表象による自由な交流を確保する一方で、すべての文化が、表現と普及の機会を与えられるよう注意を払わなければならない。表現の自由、メディアの多元性、多言語性、デジタル形態を含む芸術享受と、科学・技術情報入手の平等性、そしてすべての文化が表現と普及のための手段を与えられることが、文化的多様性を保障することになる。

文化的多様性と創造性

第 7 条 - 創造性の源泉としての文化遺産

創造は、文化的伝統の上に成し遂げられるものであるが、同時に他の複数の文化との接触により、開花するものである。従って、いかなる形態の遺産も、多様な文化における創造性を育み、真の異文化間対話を促すために保護・強化され、人類の経験と希望の記録として未来の世代に受け継がれなければならない。

第 8 条 - 文化的財・サービス：ユニークな商品

経済・技術面での変化が著しく、創造と革新の可能性が大きく開かれている今日、創作活動の供給の多

様性，作家・芸術家に対する正当な評価，そして文化的財・サービスの持つ特異性を特に意識する必要がある。文化的財・サービスは，アイデンティティ，価値及び意味を媒介するベクターであり，単なる商品や消費財としてとらえられてはならない。

第 9 条 - 創造性の触媒としての文化政策

思想と作品の自由な流通を確保する一方で，各国がとる文化政策は，各地方及び世界的なレベルで自己主張を行うための手段を持つ文化産業を通じた多様な文化的財・サービスの生産・普及に資する環境を創り出すものでなければならない。各国は，その国際的義務を十分に尊重し，各国の文化政策を決定し，運用上の支援であれ適当な規制であれ，適切と判断される手段によって文化政策を実施する。

文化的多様性と国際的連帯

第 10 条 - 創造と世界的普及の能力の強化

現在，文化的財・サービスのグローバルレベルでの流通・交流は不均衡であり，すべての国，特に開発途上国及び開発の過渡期にある国々において，国内・国際的に存続可能で競争力のある文化産業を育成することを目的とする国際的な協力と連帯を強化することが必要である。

第 11 条 - 公的セクター，民間セクター，市民社会間のパートナーシップ構築

市場原理だけでは持続性ある人間開発を実施するために欠くことが出来ない文化的多様性の保持・促進を保障することができない。この観点から，民間セクター及び市民社会とのパートナーシップに則った公共政策が何よりも重要であることを改めて確認しなければならない。

第 12 条 - ユネスコの役割

ユネスコの使命と職務は，以下の責務を伴う。

- (a) この「文化的多様性宣言」に規定される原則が，政府間諸機関が策定する開発戦略に組み入れられるよう促す。
- (b) 文化的多様性を推進するために，各国，国際的政府組織，非政府組織，市民社会及び民間セクターが，共同で理念，目的，政策などを策定するための照会機関・意見交換の場としての機能を果たす。
- (c) ユネスコ所掌分野において，この「文化的多様性宣言」に関連して規範設定，意識向上及び能力開発の任務を遂行する。
- (d) この「文化的多様性宣言」に付け加えられる行動計画の実施を促進する。

ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言実施のための行動計画要旨

加盟各国は、特に以下に示す目標の達成に一致協力して取り組むことによって、「ユネスコ文化的多様性に関する世界宣言」を広く普及するための適切な策を講じることに専心する。

1. 特に国内・国際レベルにおける文化的多様性と開発との関連及び文化的多様性が政策決定にどのような影響を与えるかを中心に、文化的多様性に関する問題についての国際的な議論を深める。特に今後に向けて、文化的多様性に関する国際法規制定の機会について検討する。
2. 国内・国際レベルにおいて本宣言を普及し、協力体制を構築するとともに、原則、基準、実践を決定し推し進めることが、文化的多様性の保護と振興にもっとも有益である。
3. 多様な社会において、様々な文化的背景を持つ人々や集団の参加を促進するため、文化的多元主義に関する知識及び最善の実施例についての交換を推進する。
4. 人権と不可分一体の部分として、文化的権利の内容の理解及び明確化を更に進める。
5. 人類の言語遺産を保護し、可能な限り多くの種類の言語による表現、創造、普及のための支援を行う。
6. 母国語を尊重しつつ、教育のあらゆる段階において、可能なかぎり言語の多様性を奨励し、低年齢からの複数の言語学習を促進する。
7. 教育による文化的多様性の持つ価値への理解促進を図る。そのためカリキュラム作成と教員養成を改善する。
8. 文化的に適切な知識の伝達手段を保護、最大限活用するために、適切と判断される場合には、伝統的教授法を教育方法に組み入れる。
9. 「デジタル・リテラシー」を奨励し、より多くの人々が新しい情報・通信技術を習得できることを保障する。これは、教育であると同時に、教育サービスをより効率的に提供するための教育のツールとしてみなされるべきである。
10. サイバースペースにおける言語の多様性を振興し、グローバル・ネットワークを通じたすべての公有情報への普遍的なアクセスを促進する。
11. 国連の関係機関と緊密に協力しながら、開発途上国による新技術へのアクセスを促すこと、情報技術の習得を支援すること、及び、デジタル媒体による自国の文化的産物の普及と、世界中で入手可能なデジタル媒体による教育・文化・科学情報源へのアクセスを促進することによって、デジタル・デバイドの問題に対応する。
12. マスメディア及びグローバル情報ネットワーク上の多様なコンテンツの制作、保護、普及を奨励する。このため、特に、コンテンツ配給をスムーズに行うための協力メカニズムの構築を進めることにより、質の高い視聴覚コンテンツ製作の発展における公共ラジオ・テレビ放送の役割を推進する。
13. 口承及び無形文化遺産をはじめとする、文化遺産及び自然遺産の保護と強化のための政策と戦略を策定し、文化的財・サービスの不正取引を防止する。
14. 先住民族の知識をはじめとする伝統的知識を尊重し、保護する。特に、環境保護と天然資源の管理に対して伝統的知識がいかに有用であるかを認識し、近代科学と地域固有の知識との共同作用を育む。

15. 創作者，芸術家，研究者，科学者及び知識人の流動性と国際研究プログラムや協力の発展を促進するとともに，開発途上国及び開発の過渡期にある国々の創造力を保護，強化するよう努力する。
16. 現代における創造性の発展と創作活動に対する正当な報酬が認められることを推進するため，著作権及び関連する権利の保護を保障すると同時に，「世界人権宣言」第 27 条に従って，公衆が文化を享受する権利を保持する。
17. 開発途上国及び開発の過渡期にある国々における，文化的産業の創設及び強化を支援する。このため，必要なインフラや技能の開発に協力し，存続可能な地元市場の形成を促進し，これらの国々の文化的生産物がグローバル市場に参入し，国際流通ネットワークに参加できるよう促す。
18. 各国に課せられた国際的義務に従って，この宣言にうたわれている原則を推進することを目的とした，運用上の支援策及び適当な規制的枠組を含む文化政策を策定する。
19. 文化的多様性の保護及び推進を目的とする公共政策の策定に，市民社会が深く関わるができるようにする。
20. 民間セクターが文化的多様性の強化のために行える貢献を認識し，促す。このため，公共セクターと民間セクターとの対話のためのフォーラム開設を推進する。

加盟国は事務局長に対し，ユネスコのプログラム実施にあたって上記の行動計画に示された目標を考慮するとともに，文化的多様性を推進するための様々な活動の相乗効果を高める観点から，国連機関，その他の政府間組織及び非政府組織に伝達するよう勧告する。